

改正

平成25年7月31日規則第1号

平成28年4月1日規則第3号

住田町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、住田町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例（平成19年住田町条例第14号。以下「条例」という。）の規定に基づき、住田町地域情報通信基盤施設の管理その他必要な事項について定めるものとする。

(加入申込み)

第2条 条例第9条の規定により加入しようとする者は、住田町地域情報通信基盤施設加入等申請書（様式第1号。以下「加入等申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、住田町地域情報通信基盤施設加入等承認（不承認）通知書（様式第2号。以下「加入等承認通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(加入負担金の納付等)

第3条 加入負担金の納付は、納付書によるものとする。ただし、納付書による納付が困難と認められる加入者については、その他の方法により納付することができるものとする。

2 加入負担金の納期限は、加入等承認通知書による通知日から30日以内とする。

3 条例第11条第1項及び第2項に定める引込工事の距離が100メートル以上300メートル未満の場合の加入負担金の額は、100メートルを超過した光ファイバケーブル1メートルあたり500円とし、同項に定める加入負担金63,000円に加算するものとする。

4 引込工事の距離が300メートル以上の場合の加入負担金の額は、当該引込工事費用相当額を、加入負担金63,000円に加算するものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、町長は、特別な理由があると認めたときは、加入負担金の全部又は一部を免除することができる。

(利害関係人からの同意)

第4条 加入者は、放送施設の設置に関し、地主、家主その他利害関係人があるときは、住田町地域情報基盤施設加入同意書（様式第3号）により同意を得なければならない。

(使用料の納付)

第5条 使用料の納付は、町長が定める方法によるものとする。

(使用料徴収事務の委託)

第6条 使用料の徴収事務は、町長が適当と認める者に委託して行うことができる。

(使用料の前納)

第7条 条例第13条の規定により、使用料の前納を希望する者又は使用料の前納の取消しをする者は、加入等申請書を町長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 条例第14条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、住田町地域情報通信基盤施設使用料減免申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、住田町地域情報通信基盤施設使用料減免承認(不承認)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

3 使用料の減免を受けている者が、減免事由に変更を生じた場合は、住田町地域情報通信基盤施設使用料減免事由変更届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

4 条例第14条に規定する使用料の減額する額は、月額1,000円とする。

(加入者の変更)

第9条 条例第9条の規定により加入者の地位を継承した者は、速やかに加入等申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受領したときは、加入等承認通知書により当該加入者の地位を継承した者に通知するものとする。

(加入の解除、使用の休止又は再開)

第10条 条例第15条の規定により使用の休止又は加入の解除をしようとする者は、住田町地域情報通信基盤施設使用休止・加入解除届(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により加入の解除をしようとする者で、加入負担金、使用料等の未納金があるときは、解除届と同時に未納金を納付しなければならない。

3 条例第15条の規定により使用の再開をしようとする者は、住田町地域情報通信基盤施設使用再開届(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(使用の停止又は加入の取消し)

第11条 条例第16条の規定により、町長が加入者に対し、使用の停止又は加入の取消しをしたときは、住田町地域情報通信基盤施設使用停止・加入取消通知書(様式第9号)を加入者に通知する

ものとする。

住田町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例施行規則（放送の依頼）

第12条 条例第19条の規定により放送を依頼しようとする者は、住田町地域情報通信基盤施設放送依頼書（様式第10号）を原則放送しようとする日の2週間前までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、住田町地域情報通信基盤施設放送承認（不承認）決定通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

（広告等の放送）

第13条 条例第20条に規定する広告等の放送は、自主放送チャンネルで放送できるものとする。

2 前項の放送の種類は、動画、静止画及び音声による広告又は宣伝に係る放送とする。

（広告等放送料の納付等）

第14条 広告等放送料の納付は、納付書によるものとする。ただし、納付書による納付が困難と認められる者については、その他の方法により納付することができるものとする。

2 広告等放送料の納期限は、放送月の末日とする。

（広告等放送料の減免）

第15条 条例第21条の規定により広告等放送料の減免を受けようとする者は、住田町地域情報通信基盤施設広告等放送料減免申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、住田町地域情報通信基盤施設広告等放送料減免承認（不承認）決定通知書（様式第5号）を申請者に通知するものとする。

（設備の移動等）

第16条 条例第25条の規定により映像用光回線終端装置等を移動又は移転しようとする者は、住田町地域情報通信基盤施設端末設備移動・移転届（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

（占用料）

第17条 条例第28条の規定により営利を伴う事業を提供しようとする事業者は、住田町地域情報通信基盤施設光ファイバケーブル占用申請書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、住田町地域情報通信基盤施設光ファイバケーブル占用承認（不承認）決定通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第4条、第7条、第8条、第9条、第12条及び第17条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月31日規則第1号）

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

年 月 日

住田町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

住田町地域情報通信基盤施設加入等申請書

住田町地域情報通信基盤施設に加入等をしたいので、次のとおり申請します。
なお、住田町地域情報通信基盤施設加入に係る設備工事をすることに同意します。

区 分	1 新規 2 変更（ ）
加 入 区 分	1 一般加入者 2 事業加入者
世 帯 番 号	
フリガナ	
加 入 者	
住 所	
設 置 場 所	
使用開始予定月	年 月
お住まいの状況	1 個人住宅 2 賃貸住宅 3 事務所等 4 町営住宅 5 その他（ ）
視 聴 希 望 番 組	1 自主放送番組及び地上波テレビジョン放送番組 2 自主放送番組、地上波テレビジョン放送番組及び衛星放送番組
使 用 料 支 払 い 方 法	1 毎月払い 2 前納払い

※ 施設の設置に関し、地主、家主及びその他の利害関係人があるときは、住田町地域情報通信基盤施設加入同意書（様式第3号）を添付すること。

年 月 日

様

住田町長

住田町地域情報通信基盤施設加入等承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった住田町地域情報通信基盤施設の加入等について、次のとおり決定したので通知します。

判 定	1 承認 2 不承認 (理由)
加 入 区 分	1 一般加入者 2 事業加入者
加 入 者	
住 所	
設 置 場 所	
使用開始月	年 月
加入負担金	円
視 聴 番 組	1 自主放送番組及び地上波テレビジョン放送番組 2 自主放送番組、地上波テレビジョン放送番組及び衛星放送番組
使用料及び 支 払 い 方 法	1 毎月払い (円) 2 前納払い (円)

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、住田町長に対して異議申し立てをすることができます。
- 2 この決定について、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6カ月以内に住田町（訴訟においては住田町を代表する者は住田町長）を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

住田町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

住田町地域情報通信基盤施設加入同意書

住田町地域情報通信基盤施設に加入するに当たり、次のとおり地主、家主等利害関係人の同意を得たので、加入申込書に添えて届け出ます。

所 有 者	住 所	
	氏 名	Ⓜ
	電話番号	
私は、次の物件について、住田町地域情報通信基盤施設加入に係る設備工事をすることに同意します。		
物 件	所 在 地	
	使 用 者	
備 考		

年 月 日

住田町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

住田町地域情報通信基盤施設使用料減免申請書
住田町地域情報通信基盤施設広告等放送料減免

住田町地域情報通信基盤施設の（使用料の減免・広告等放送料の減免）を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、申請に係る所得確認のため課税台帳の閲覧を行うことに同意します。

減免を受けようとする理由	1 生活保護世帯 2 独居老人世帯で前年度の市町村民税非課税世帯 3 その他（理由 ）
減免申請額	円
その他	

様

住田町長

住田町地域情報通信基盤施設使用料減免承認（不承認） 決定通知書
住田町地域情報通信基盤施設広告等放送料減免承認（不承認）

年 月 日付けで申請のあった住田町地域情報通信基盤施設（使用料の減免・広告等放送料の減免）について、次のとおり決定したので通知します。

記

減 免 の 判 定	1 承認 ア 生活保護世帯 イ 独居老人世帯で前年度の市町村民税非課税世帯 ウ その他（理由 ） 2 不承認 （理由 ）
減 免 額	円
備 考	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、住田町長に対して異議申し立てをすることができます。
- 2 この決定について、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6カ月以内に住田町（訴訟においては住田町を代表する者は住田町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

住田町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

住田町地域情報通信基盤施設使用料減免事由変更届

住田町地域情報通信基盤施設に係る使用料の減免を受けておりましたが、減免区分に変更が生じたので、届け出ます。

変 更 事 由	
変 更 年 月 日	年 月 日
そ の 他	

年 月 日

住田町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

住田町地域情報通信基盤施設使用休止・加入解除届

住田町地域情報通信基盤施設の使用を休止・加入を解除したいので、次のとおり届け
出ます。

使用休止・加入 解 除 の 別	1 使用休止 2 加入解除
設 置 場 所	
休 止 年 月 日	1 使用休止する場合 年 月 日
加入解除年月日	2 加入解除をする場合 年 月 日
理 由	
備 考	

年 月 日

住田町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

住田町地域情報通信基盤施設使用再開届

住田町地域情報通信基盤施設の使用を再開したいので、次のとおり届け出ます。

再開年月日	年 月 日から
再開理由	
設置場所	
備 考	

様

住田町長

住田町地域情報通信基盤施設使用停止・加入取消通知書

次により、住田町地域情報通信基盤施設の使用の停止・加入の取消しを決定したので通知します。

加入取消・使用 停止の別	1 使用停止 2 加入取消
使用停止期間	年 月 日～ 年 月 日
加入取消日	年 月 日
理 由	ア 住田町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例に違反したため。 イ 放送又はデータ通信を故意に妨害したため。 ウ 施設又は町が貸与する機器を故意に破損したため。 エ 公益の確保のため特に必要があると認められるため。 オ 加入負担金、使用料及び広告等放送料を当該指定期日までに納付しなかったため。 カ その他業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたため。
備 考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、住田町長に対して異議申し立てをすることができます。
- この決定について、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6カ月以内に住田町（訴訟においては住田町を代表する者は住田町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

)

様式第10号 (第12条関係)

年 月 日

住田町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

住田町地域情報通信基盤施設放送依頼書

住田町地域情報通信基盤施設を使用した放送を依頼したいので、次のとおり申請します。

放送の内容		
放送期間	年 月 日～ 年 月 日	
特記事項		
放送等手数料	金 額	円
	請 求 先	
備 考		

年 月 日

様

住田町長

住田町地域情報通信基盤施設放送承認（不承認）決定
通知書

年 月 日付けで申請のあった住田町地域情報通信基盤施設を使用した
放送について、次のとおり決定したので通知します。

判 定	1 承認 2 不承認 (理由)
放 送 期 間	年 月 日～ 年 月 日
放 送 等 広 告 料	円
備 考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、住田町長に対して異議申し立てをすることができます。
- 2 この決定について、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6カ月以内に住田町（訴訟においては住田町を代表する者は住田町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

住田町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

住田町地域情報通信基盤施設端末設備移動・移転届

住田町地域情報通信基盤施設の端末設備を移動・移転したいので、次のとおり届け出ます。

移動・移転後の 設 置 場 所	
理 由	
工事予定年月日	年 月 日
備 考	

※ 施設の移動及び移転に関し、地主、家主及びその他の利害関係人があるときは、住田町地域情報通信基盤施設加入同意書（様式第3号）を添付すること。

年 月 日

住田町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

住田町地域情報通信基盤施設光ファイバケーブル占有申請書

住田町地域情報通信基盤施設の光ファイバケーブルを占有し、住田町地域情報通信基盤施設の加入者に対して営利を伴う事業を提供したいので、次のとおり申請します。

占 用 目 的	
占 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
事 業 内 容	
事 業 計 画	任意様式
占 用 料	円
備 考	

年 月 日

様

住田町長

住田町地域情報通信基盤施設光ファイバケーブル占有承認
（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった住田町地域情報通信基盤施設光ファイバケーブルの占有について、次のとおり決定したので通知します。

判 定	1 承認 2 不承認 (理由)
占 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
占 用 料	円
備 考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、住田町長に対して異議申し立てをすることができます。
- 2 この決定について、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6カ月以内に住田町（訴訟においては住田町を代表する者は住田町長）を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。